

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件  
(案) について

こども家庭庁成育局保育政策課  
成育基盤企画課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

## 1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号。以下「改正法」という。)において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設した。

幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)において、保育所と同様の通報義務等の仕組みを設けたところ。

また、改正法においては、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正を行った。

- 改正法の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正

- 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、改正後の認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。

- 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員

の数に含まれる副園長及び教頭については、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項に規定する保育士登録を受けた者としていたところ、地域限定保育士制度の一般制度化に伴い幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、改正後の児童福祉法第 18 条の 28 第 2 項に規定する地域限定保育士登録を受けた者も保育士登録を受けた者とみなすこととする。

○ その他所要の改正を行う。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

○ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあつては、改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定する。

○ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならないとされているところ、地域限定保育士制度の一般制度化に伴い、地域限定保育士の資格を有する者を保育士の資格を有する者とみなすこととする。

○ その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

○ 認定こども園法第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに第 13 条第 2 項

### 4. 施行期日等

○ 公布日：令和 7 年 9 月上旬（予定）

○ 施行期日：令和 7 年 10 月 1 日